

岩手県保健福祉部	}	御中
宮城県保健福祉部		
福島県保健福祉部		
茨城県保健福祉部		
栃木県保健福祉部		
群馬県健康福祉部		
埼玉県福祉部		
東京都福祉保健局		
神奈川県保健福祉局		
新潟県福祉保健部		
山梨県福祉保健部		
長野県健康福祉部		
静岡県健康福祉部		

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る
利用料の負担等の取扱いについて

「令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（令和元年 10 月 18 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。（別添））により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところでありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとすること。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

別添

事 務 連 絡
令和元年10月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1） 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 18 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

（2） 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村（令和元年 10 月 18 日時点）

	都道府県	市町村
1	岩手県	陸前高田市
2		釜石市
3		山田町
4	宮城県	仙台市
5		石巻市
6		気仙沼市
7		名取市
8		角田市
9		岩沼市
10		栗原市
11		大崎市
12		富谷市
13		大郷町
14		大衡村
15		色麻町
16		涌谷町
17		南三陸町
18	福島県	福島市
19		二本松市
20		郡山市
21		須賀川市

22		いわき市
23		桑折町
24		只見町
25		泉崎村
26		中島村
27		矢吹町
28		玉川村
29		古殿町
30		小野町
31		檜葉町
32		富岡町
33		大熊町
34		浪江町
35		新地町
36		南相馬市
37		伊達市
38	茨城県	常陸大宮市
39		大子町
40	栃木県	宇都宮市
41		足利市
42		栃木市
43		佐野市
44		鹿沼市
45		日光市
46		大田原市

47		那須烏山市
48	群馬県	高崎市
49		嬭恋村
50		邑楽町
51		みなかみ町
52	埼玉県	さいたま市
53		川口市
54		秩父市
55		所沢市
56		本庄市
57		東松山市
58		狭山市
59		入間市
60		朝霞市
61		和光市
62		富士見市
63		比企郡川島町
64		秩父郡横瀬町
65		秩父郡小鹿野町
66		児玉郡神川町
67		大里郡寄居町
68	東京都	北区
69		板橋区
70		練馬区
71		八王子市

72		青梅市
73		府中市
74		昭島市
75		日野市
76		日の出町
77		檜原村
78	神奈川県	川崎市
79		相模原市
80		平塚市
81		小田原市
82		茅ヶ崎市
83		秦野市
84		厚木市
85		伊勢原市
86		海老名市
87		座間市
88		南足柄市
89		寒川町
90		大井町
91		松田町
92		山北町
93		箱根町
94		湯河原町
95		愛川町
96		清川村

97	新潟県	上越市
98	山梨県	大月市
99	長野県	松本市
100		諏訪市
101		須坂市
102		小諸市
103		佐久市
104		小海町
105		長和町
106		下諏訪町
107		原村
108		辰野町
109		麻績村
110		生坂村
111		小布施町
112		飯綱町
113	静岡県	函南町